

役員等報酬・旅費規程

この規程は、社会福祉法人つくしんぼ共同保育会の役員・評議員及び評議員選任・解任委員がその職責を果たし、適正かつ円滑な法人及び施設運営が行われるようにするため、定款第8条、第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び旅費交通費等について定めるものである。

[定義]

役員等とは、理事、監事と評議員及び評議員選任・解任委員とする。

[報酬]

1. 理事、監事・評議員が、理事会、評議員会等に出席したときは、1回につき10,315円を支払うものとする。
2. 理事、監事・評議員が、法人及び施設の運営業務にあたった場合は、1時間あたり2,000円を支払うものとする。その際には実務記録、報告により、理事長が決裁し報酬を支払う。
3. 監事が、監事監査の業務、または法人及び施設の指導検査への立会い、運営状況の指導にあたった場合は、1回につき30,947円を支払うものとする。
4. 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、1回につき10,315円を支払うものとする。
5. 報酬支払の際には、法定所得税(3.063%)を預かるものとする。

[旅費交通費]

理事、監事・評議員及び評議員選任・解任委員が会議に出席した場合や法人及び施設の運営業務にあたった場合は、実費交通費を別途支払うものとする。

[宿泊費]

理事会、評議員会及び法人業務に際し、宿泊が必要な場合は、実費を支払うものとする。

[報酬の支払い方法]

報酬の支払いは、会議等に出席した際に現金にて支払うものとする。ただし、会議へのウェブでの参加、及び事情がある際は、個人金融機関口座に振込にて支払うこととする。

[適用除外]

施設の職員を兼務する理事には、この規程を適用しない。

[改正]

本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は評議員会の決議により平成 29 年 6 月 22 日から適用する。

この規程は評議員会の決議により令和 3 年 6 月 21 日から一部改正する。